

水質基準項目等に関する最新の知見について

参考資料 3

a.水質基準項目

番号	項目名	基準値※		WHO/GDWQ※2 (mg/l)	15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況 (H16水道統計)		課題、留意事項
		値(mg/l)							
1	一般細菌	100個/ml (直)				感度が劣るが従属栄養細菌との量的 相関、培養時間が短い等から当面は水 質基準項目として据え置く	対基準値 3/5,786 対50%値 58/5,786 対10%値 1,770/5,786	・パブコメ回答で「従属栄 養細菌に変更する方向で 考えており」と回答 ・浄水場管理には迅速性 の観点から従属栄養細菌 より適(H17厚生科学研究)	
2	大腸菌	不検出 (直)	(新規)			糞便汚染の指標として適当	陽性 1/5,781		
3	カドミウム及びその化合物	0.01		0.003		JECFAでの評価結果を待つ必要がある が現時点では微量重金属調査研究会 (1970)ベースの0.01mg/lを当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用 摂取量7µg/kg/週を維持(寄与率10%で 2.5µg/L) ・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 0/2,226 対10%値 0/2,226	
4	水銀及びその化合物	0.0005 (直)		0.006(2005)		・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算 出されるが基準の継続性を考慮	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 0/2,141 対10%値 2/2,141	
5	セレン及びその化合物	0.01		0.01		評価値の10%を超えるものは1%未満だ が1地点で90%を超えており継続性の観 点から当面水質基準として維持	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 0/2,202 対50%値 0/2,202 対10%値 21/2,202	
6	鉛及びその化合物	0.01	(採水方法)	0.01		4年答申では長期目標値を0.01mg/Lと し概ね10年間に鉛管の布設替えを行 い、濃度の段階的減速を図るとした	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 6/2,886 対50%値 84/2,886 対10%値 480/2,886	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	(暫定値)	0.01 P		発がん性リスクアセスメントの不確実さ と除去困難性から従来からの基準値10 µg/Lを維持	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-) ・WHO/GDWQ第2次追補版追加予定	対基準値 0/2,456 対50%値 55/2,456 対10%値 350/2,456	
8	六価クロム化合物	0.05		0.05 P(全Cr)		クロムの毒性については従来どおり六 価のものに着目することが妥当	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-) ・WHO/GDWQ第4版追加予定	対基準値 0/2,246 対10%値 6/2,246	分析法上は全Crを測定
9	シアン化物イオン及び塩 化シアン	0.01 (直)		0.07		水質基準として維持	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-) ・WHO/GDWQ第2次追補版追加予定	対基準値 0/5,682 対50%値 7/5,682 対10%値 70/5,682	消毒副生成物であるClCN を含む
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態 窒素	10		50 as NO ₃ 3 as NO ₂		亜硝酸性窒素についてはWHO/GDWQ が毒性評価の観点から暫定値とされて いることから水質管理目標設定項目	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-) ・WHO/GDWQ第2次追補版追加予定	対基準値 1/4,158 対50%値 197/4,158 対10%値 2,186/4,156	・急性発症濃度(36mg/L ~)との差が小 ・基準超過件数は減少傾 向
11	フッ素及びその化合物	0.8		1.5		・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値: 0.8mg/Lを継続	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-) ・WHO/GDWQ第2次追補版追加予定	対基準値 0/2,878 対50%値 69/2,878 対10%値 1,577/2,878	施設基準省令に基づく薬 品基準は設定されていな い
12	ホウ素及びその化合物	1		0.5 T		・水道水の寄与率:40% ・問題となるのは、基本的に海水淡水 化、地質等の影響	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 0/4,855 対50%値 26/4,855 対10%値 225/4,855	
13	四塩化炭素	0.002		0.004			・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 0/2,251 対10%値 17/2,251	
14	1,4-ジオキサン	0.05	(新規)	0.05(2005)			・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 3/5,039 対10%値 30/5,039	
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02		設定せず(2005) ←0.14		評価値の10%を超えるものは1%未満だ が6年以來基準値超の例もあり、継続 性の観点から水質基準とする	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 0/2,242 対10%値 3/2,242	
16	cis-1,2-ジクロロエチレ ン	0.04				評価値の10%を超えるものは1%未満だ が6年以來基準値超の例もあり、継続 性の観点から水質基準とする	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 0/2,242 対10%値 11/2,242	

番号	項目名	基準値*		WHO/GDWQ**2 (mg/l)	15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況 (H16水道統計)		課題、留意事項
		値(mg/l)					対基準値		
17	ジクロロメタン	0.02		0.02	評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対10%値	7/2,239 9/2,239	H16の基準超過件数は特異的に多かったもの
18	テトラクロロエチレン	0.01		0.04	WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対10%値	0/2,260 15/2,260	
19	トリクロロエチレン	0.03		0.02 P(2005)	WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対10%値	0/2,269 15/2,269	
20	ベンゼン	0.01		0.01	概ね評価値の10%以下であるが過去に基準値を超えていた例もあり、継続性の観点から当面、水質基準として維持	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対10%値	0/2,246 1/2,246	
21	クロロ酢酸	0.02	(新規)			・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対50%値 対10%値	0/5,700 8/5,700 200/5,700	施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
22	クロロホルム	0.06		0.3(2005) [寄与率75%]		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対50%値 対10%値	1/5,714 275/5,714 2,225/5,714	・基準超過件数は減少傾向 ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
23	ジクロロ酢酸	0.04	(変更)	0.05 TD (2005)		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対50%値 対10%値	0/5,702 99/5,702 1,610/5,702	施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
24	ジブromクロロメタン	0.1		0.1(2005)		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対50%値 対10%値	1/5,714 48/5,714 437/5,714	施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
25	臭素酸	0.01	(新規)	0.01 AT (2005) ←0.002	・ 10^{-5} リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO ₃ 濃度の調節やH ₂ O ₂ -UV法に限定	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対50%値 対10%値	18/5,695 147/5,695 934/5,695	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/l ・超過事例の殆どは一時的なもので次亜塩素酸Naの選定、貯蔵管理等で対応。本件注意事項を事務連絡(H16.6) ・O ₃ 処理時の溶存濃度と注入率の制御も重要
26	総トリハロメタン *1	0.1		設定せず(2005) 総評価は推奨		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対50%値 対10%値	1/5,713 271/5,713 2,618/5,713	施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
27	トリクロロ酢酸	0.2	(変更)	0.2		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対50%値 対10%値	0/5,706 0/5,706 173/5,706	施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
28	ブromジクロロメタン	0.03		0.06 T (2005)		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対50%値 対10%値	4/5,717 217/5,717 2,429/5,717	施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
29	ブromホルム	0.09		0.1 (2005)		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対50%値 対10%値	0/5,717 3/5,717 170/5,717	施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
30	ホルムアルデヒド	0.08		設定せず(2005) ←2.6	入浴時等の水道水からの気化による吸入曝露による影響も考慮	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 対50%値 対10%値	0/5,703 2/5,703 325/5,703	施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
31	亜鉛及びその化合物	1	味覚及び色				対基準値 対10%値	0/2,319 28/2,319	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時)		多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有	厚生科学研究の結果、現時点では0.1mg/lの維持、達成はなお困難	対基準値 対50%値 対10%値	29/4,890 229/4,890 1,818/4,890	超過事例は全て一時的なもので凝集剤の注入方法等に対応

番号	項目名	基準値*		WHO/GDWQ** (mg/l)	15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況 (H16水道統計)	課題、留意事項
		値(mg/l)						
33	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		水質基準として維持		対基準値 2/3,109 対50%値 51/3,109 対10%値 644/3,109	
34	銅及びその化合物	1	洗濯物等への着色	2 (洗濯染みは生じる可能性有)	水質基準として維持	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 0/2,309 対10%値 7/2,309	
35	ナトリウム及びその化合物	200	味覚				対基準値 0/2,390 対50%値 4/2,390 対10%値 535/2,390	施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
36	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害	0.4 C		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対基準値 2/2,669 対目標値 116/2,669 対10%値 250/2,669	より高レベルの水道を目指すため管理目標設定
37	塩化物イオン	200	味覚				対基準値 0/5,781 対50%値 34/5,781 対10%値 1,337/5,781	施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等			・WHO/GDWQ第4版追加予定	対基準値 1/3,402 目標値超 419/3,402 目標値未 40/3,402	・おいしい水の観点から管理目標設定 ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
39	蒸発残留物	500	味覚				対基準値 3/3,569 目標値超 632/3,569 目標値未 29/3,569	・おいしい水の観点から管理目標設定 ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
40	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡		混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある		対基準値 0/2,320 対50%値 1/2,320 対10%値 91/2,320	
41	ジェオスミン *2	0.00001	臭気 18年度末迄 0.00002		粉末活性炭処理による場合:20ng/L 粒状活性炭等恒久施設による場合: 10ng/L		対基準値 22/2,844 対20%値 296/2,844	・暫定基準超過事例は一時的なもので応急対応で措置 ・粉末炭でも平均99.5%以上の除去が可能(H17厚生科学研究)で、適切な管理により恒久基準の達成は可能 ・異臭味被害苦情の発生時に限って測定しているわけではないので、苦情発生とはあまり一致しない ・無臭ジェオスミンの存在を指摘する意見あり ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
42	2-メチルイソボルネオール *3	0.00001	臭気 18年度末迄 0.00002		粉末活性炭処理による場合:20ng/L 粒状活性炭等恒久施設による場合: 10ng/L		対基準値 11/2,848 対20%値 161/2,848	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない
43	非イオン界面活性剤	0.02	発泡(新規)		混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある		対基準値 0/5,018 対50%値 50/5,018 対25%値 187/5,018	施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/l
44	フェノール類	0.005	臭気		(水質基準として維持)		対基準値 0/3,220 対10%値 41/3,220	
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5	(新規)有機物		旧基準であるKMnO ₄ 消費量10mg/lに相当するTOCは相関性から1~4mg/lで上限値に危険率25%を見込む		対基準値 2/3,786 対3mg/l 55/3,786 対2mg/l 209/3,786	・KMnO ₄ 消費量との相関は小(R ² <0.3)(H17厚生科学研究)。原水の相関から旧基準相当のTOCを読み取れば約3 ・十分な定量下限を確保できるか確認が必要

番号	項目名	基準値※		WHO/GDWQ※2 (mg/l)	15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況 (H16水道統計)	課題、留意事項
		値(mg/l)						
46	pH値	5.8-8.6	腐食防止		水質基準として維持		酸側超 52/5,788 アルカリ側超 9/5,788	より高レベルの水道を目指すため管理目標設定
47	味	異常でない	基本指標					
48	臭気	異常でない	基本指標		水質基準として維持			
49	色度	5度	基本指標		水質基準として維持		対基準値 6/5,796 対50%値 305/5,796 対10%値 2,336/5,796	
50	濁度	2度	基本指標				対基準値 2/5,796 対目標値 52/5,796 対0.1 1,275/5,796	・おいしい水の観点から管理目標設定 ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない

*1 クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和

*2 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

※ ④ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

b.水質管理目標設定項目

番号	項目名	目標値		WHO/GDWQ※ (mg/l)	15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況※2 (H16水道統計、管理目標調査)			課題、留意事項
		値(mg/l)					対目標値	対10%値	対10%値	
1	アンチモン及びその化合物	0.015	(変更)	0.02	三酸化アンチモンを用いた研究より導いたかなり安全側にたった評価	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対目標値 対10%値	0/654 3/654	0/880 1/880	施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている
2	ウラン及びその化合物	0.002	暫定値	0.015 PT		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対目標値 対50%値 対10%値	0/609 4/609 20/609	0/849 5/849 32/849	施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている
3	ニッケル及びその化合物	0.01	暫定値	0.13 (2005) 寄与率20%		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対目標値 対10%値	0/718 70/718	2/898 76/898	施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている
4	亜硝酸態窒素	0.05	暫定値	0.06	WHOのガイドライン値は毒性評価の観点から暫定値とされていることから、水質管理目標設定項目とする	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-) ・WHO/GDWQ第2次追補版追加予定	対目標値 対10%値	5/785 22/785	8/886 24/886	・超過事例は一時的で未対策なものが多い。継続的超過地点では用水受水に変更の見込み ・トヘモグロビン血症LOAELは0.4mg-NO ₂ /kg/日で乳児で0.8mg-N/L相当
5	1,2-ジクロロエタン	0.004		0.03	WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対目標値 対10%値	0/756 2/756	0/861 2/861	施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている
6	trans-1,2-ジクロロエチレン	0.04			cis体との混合物として使用されるので管理目標設定項目として経過観察	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対目標値 対10%値	0/709 0/709	0/868 0/868	
7	1,1,2-トリクロロエタン	0.006				・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対目標値 対10%値	0/757 0/757	0/862 0/862	施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている
8	トルエン	0.2	(変更)	0.7 C		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対目標値 対10%値	0/727 2/727	0/864 0/864	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1	(変更)	0.008		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対目標値 対10%値	0/487 0/487	0/781 3/781	基準値は12年厚生省通知(塩ビ手袋の食品使用)をベースに設定
10	亜塩素酸	0.6		0.7 D (2005)		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-) 添加物としてはADI 0.029mg/kg/日を答申(H16.11)	対目標値 対10%値	0/109 1/109	0/244 1/244	施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/l
11	塩素酸	0.6	(新規)	0.7 D (2005)	ヒト曝露が想定されるのは基本的にClO ₂ が水道水の浄水処理に使用される場合であり、水質管理目標設定項目としClO ₂ が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。水質基準の設定等はClO ₂ の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対目標値 対10%値	0/121 90/121	6/248 132/248	・超過事例は全て一時的なもので次亜塩素酸Naの注入等に対応。未対策3地点は島嶼部の簡水 ・次亜塩素酸Naの適正保管につきH18.3事務連絡 ・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/l
12	二酸化塩素	0.6		設定せず(2005) 亜塩素酸対応		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-) ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/lとしている	対目標値 対10%値	0/36 2/36	0/147 2/147	施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/l
13	ジクロロアセトニトリル	0.04	暫定値 (変更)	0.02 P		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対目標値 対10%値	0/684 34/684	2/1,167 29/1,167	超過事例は近接地点で一時的に発生
14	抱水クロラール	0.03	暫定値	設定せず(2005) ←0.1		・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対目標値 対10%値	0/686 231/686	3/1,169 210/1,169	超過事例はいずれも一時的なもの

番号	項目名	目標値		WHO/GDWQ* (mg/l)	15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況※2 (H16水道統計、管理目標調査)			課題、留意事項
		値(mg/l)					対目標値			
15	農薬類	1	(新規)		・第1群…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。101物質。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。		対目標値 対10%値	0/413 7/413	0/533 8/533	・メチルダイムロンとジメピペレート登録が失効 ・第3群のうち、フィプロニル(殺虫剤、家庭用有り)は水道原水から検出 ・現行目標値が小さいのはCNPの0.0001mg/l
16	残留塩素	1	(衛生上措置)遊離塩素0.1mg/l以上	0.5~5 C	おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対目標値 0.1未満	130/5,341 45/5,341	101/1,175 56/1,175	目標超過件数は減少傾向だが、継続的で未対策の超過地点も多い
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100								水質基準 300
18	マンガン及びその化合物	0.01								水質基準 0.05
19	遊離炭酸	20			おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする		対目標値	199/774	56/952	目標超過件数はH16増加
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3			健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが臭味発生防止の観点から設定。	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-)	対目標値 対10%値	0/802 0/802	1/894 1/894	
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	(新規)	設定せず(2005) ←0.015	地下水で一過的に高濃度で検出されるとの情報もある	・食品安全委検討中(清涼飲料水、H15-) ・WHOは異臭閾値を0.015mg/lとしている	対目標値 対10%値	1/597 2/597	0/799 0/799	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3			・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持		対目標値	75/1,182	59/954	旧水質基準 10mg/l
23	臭気強度(TON)	3TON			おいしい水の観点から維持		対目標値	0/506	12/852	
24	蒸発残留物	30-200								水質基準 500
25	濁度	1度			より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を設定					水質基準 2度
26	pH値	7.5			より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を設定					水質基準 5.8-8.6
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上とし、極力0に近づける			水道施設の維持管理やCaCO3析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする		対目標値	575/754	774/966	

【答申言及】

101	従属栄養細菌(HPC)	-		USEPA処理基準 500コロニー/ml以下	・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・バイオフィルムの定着など配水系統の管理には従属栄養細菌の利用が適(H17厚生科学研究)				
102	耐塩素性病原微生物	-		USEPA処理基準 ・クリプトスポリジウム99%除去 ・ジアルジア99.9%除去又は不活化	検出方法等に種々の課題が残っている					左記に基づく測定結果は、基準項目に準じたデータベース化を行う
103	ウイルス その他の病原微生物	-		USEPA処理基準 ・消化器系感染ウイルス99.99%除去又は不活化	・将来的に起こり得るCyclospora等新たな病原微生物への対策にも注意 ・万全を期すためウイルス汚染対策、特に検出方法等に関する研究を推進					・ウイルスによる水系感染症は井戸水などを原水とする小規模水道で、消毒工程の不備・不具合が殆ど(H17厚生科学研究) ・塩素消毒の効果は不明点多い(同)

番号	項目名	目標値		WHO/GDWQ* (mg/l)	15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況 ^{※2} (H16水道統計、管理目標調査)		課題、留意事項
		値(mg/l)							
104	不快生物(線虫等)	-			混入や繁殖の防止対策、漏出時の原因、汚染場所、病原性の有無等に関する解析・検討体制の整備などについて検討	2006年WHO/GDWQ専門家会合では、病原性バクテリアを媒介する可能性も議論されたがGDWQを示せない、とした	H17厚生科学研究	数匹/Lが平均的水準	

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 「管理目標調査」は「水質管理目標設定項目等基準化検討調査」を意味する